

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四日市市長 森 智広

市町村名 (市町村コード)	四日市市 (242021)
地域名 (地域内農業集落名)	神前地区 (高角西、高角中、高角下、曾井、尾平、寺方一区、出屋敷、寺方二区、菅原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農業者の高齢化および後継者の不足により、今後の担い手が不足し、遊休農地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とする。
- ・地区内の農地は主に担い手が利用するほか、新規就農者を受け入れるため、話し合いを継続して実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	186 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	186 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心とした現状の農地利用を維持していくことを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落ごと、担い手ごとで方針を検討し、農地の受け手・出し手ともに農地中間管理機構を活用して方針に沿って集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
施設の維持管理について集落ごとに話し合うとともに、老朽化等により整備の必要な施設については、補助金などを利用して計画的に整備・修繕を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内では、複数の担い手が耕作していることから、可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めるとともに、新規就農者の申し出があれば受け入れていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針C38:AE42
効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②みえの安心食材表示制度等に基づいて、化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、安全・安心な作物の栽培に取り組んでいく。
- ③地域の農地を守っていく(営農継続)に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業対象エリアにおいては、交付金を活用しながら、適正な農用地の維持管理を行う。
- ⑨水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図る。